

本日の会議に付した事件

令和4年第1回山元町議会定例会（第6日目）

令和4年3月18日（金）午後1時

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 提出議案の説明 |
| 日程第 3 | 議案第 55号 山元町犯罪被害者等支援条例（委員長報告） |
| 日程第 4 | 報告第 1号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更） |
| 日程第 5 | 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度山元町一般会計補正予算・専決第3号） |
| 日程第 6 | 議案第 2号 山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 3号 山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 4号 山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 5号 山元町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第 6号 山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第 7号 山元町個人情報保護条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第 8号 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第 9号 山元町放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第11号 令和3年度山元町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第15 | 議案第12号 令和3年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第16 | 議案第13号 令和3年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第17 | 議案第14号 令和3年度山元町水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第18 | 議案第22号 令和3年度 交通安全補助請2号 大平牛橋線橋田橋上部工工事請負契約の締結について |
| 日程第19 | 同意第 1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第20 | 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第21 | 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第22 | 議案第15号 令和4年度山元町一般会計予算（委員長報告） |
| 日程第23 | 議案第16号 令和4年度山元町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第24 | 議案第17号 令和4年度山元町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第25 | 議案第18号 令和4年度山元町介護保険事業特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第26 | 議案第19号 令和4年度互理地域介護認定審査会特別会計予算（委員長報告） |
| 日程第27 | 議案第20号 令和4年度山元町水道事業会計予算（委員長報告） |
| 日程第28 | 議案第21号 令和4年度山元町下水道事業会計予算（委員長報告） |
| 日程第29 | 発委第 1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議 |
| 日程第30 | 閉会中の継続調査申し出について |

日程第31 委員会審査期限延期の件

午後1時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（岩佐哲也君）日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、5番渡邊千恵美君、6番高橋真理子君を指名します。

議 長（岩佐哲也君）これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配布のとおりでありますので、ご覧願います。

議長諸報告を終わります。

議 長（岩佐哲也君）日程第2. 提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に追加で提出された議案等4件を山元町議会先例66番により一括議題とします。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、令和4年第1回山元町議会定例会に提出いたしました追加議案等の概要についてご説明申し上げます。

その前に、今回の福島県沖を震源とする地震発生に伴う災害対応を優先すべく、議会の会期を1日延期していただきました対応にですね、感謝と敬意を表すところがございます。その上で、今回の地震に伴う災害関係について、現時点での対応状況をですね、本題に入る前に概要を申し上げたいというふうに思います。

まず、生活インフラである上水道の断水解消に向けまして、亘理町、大河原町、仙台市からの給水支援を受けつつ、町内全域での一日も早い断水解消に向けまして、鋭意、担当者を中心に取り組んできているところでございます。

そういう中で、本日早朝までにですね、北から順に断水が解消されつつございまして、東街道の上のほうを中心とした一部のエリアを除きますと、坂元地区の平場まで一定程度の通水が可能となっているというような状況がございます。できるだけ本日中にですね、全域での断水解消に向けて、引き続き取り組んでまいり所存でございます。

また、今回の災害の中で、震災瓦れきが相当発生する見込みでございますので、その処理につきましましてはですね、昨年2月13日の地震被害での対処に準じた対応をしまいたいというようなことございまして、具体的にはですね、この瓦れき置場を昨年2月に確保しました花釜、旧県道沿いのもので、同じ場所を確保して、早めの受入れ態勢を整えたいというふうに思っております。これもできれば今日明日中にはですね、町民の皆様にご案内をしたいというふうなことで進めているところでございます。

また、内壁、外壁の屋根の関係もございまして、内壁、外壁の補修については、地元の建設職組合にもですね、協力を仰ぐ中で、極力早めの補修対応ができるように対応してまいりたいというふうに思っていますし、さらには、今回は家屋内の家財の散乱が相当程度発生しておりますので、これらにつきましても屋根の補修等と併せましてで

すね、社会福祉協議会とタイアップしてですね、ボランティアの受入れを急いでまいりたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、甚大な被害を被った中でですね、適時適切な被災者支援策にしっかりと努めてまいりたいというふうに考えますので、議員各位におかれましても引き続きのご理解、ご協力をよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

本題のほうに入らせていただきます。

初めに、予算外の議決議案についてであります。議案第22号については、大平牛橋線橋田橋上部工工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

同意第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現委員の任期満了に伴い、後任者を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

諮問第1号及び第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、現委員の任期満了に伴い、再任者及び後任者を推薦するに当たり、議会の意見を求めるため、諮問するものであります。

以上、提出しております追加議案等の概要についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決等を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）以上で追加提出議案の説明を終わります。

議長（岩佐哲也君）日程第3．議案第55号を議題とします。

本案は、昨年12月3日、総務民生常任委員会に付託し、令和4年第1回定例会まで期限を延長し、審査をしておりましたが、審査が終了し、総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員会委員長竹内和彦君、登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（竹内和彦君）はい、議長。それでは、皆さんのお手元に配布しております委員会審査報告書に基づいて報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会は、令和3年12月3日に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

事件番号、議案第55号。件名、山元町犯罪被害者等支援条例。

審査の結果、可決すべきもの。

山元町議会議長 岩佐哲也殿

総務民生常任委員会委員長 竹内和彦

以上で報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第55号山元町犯罪被害者等支援条例を採決します。
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第4．報告第1号を議題とします。

本件について報告を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。報告第1号専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

資料No. 1、議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、頭無西牛橋線交差点改良工事に関し、地方自治法の規定に基づき、専決処分したので、これを報告するものであります。

特に変更のあった部分に関してご説明いたします。

初めに、3、契約金額、現契約額1億1,991万1,000円に対しまして、419万7,600円を増額し、1億2,410万8,600円に変更したもので、3.5パーセントの増となります。

5、工事の概要、現契約、構造物取壊しV=1立方メートル、構造物がら処分V=1立方メートルに対しまして、変更、構造物取壊しV=66立方メートル、65立方メートル増、構造物がら処分V=66立方メートル、65立方メートル増となります。

その理由といたしましては、当初設計において既設水路等の構造物撤去を計上しておりましたが、現地掘削時に地中の状況を確認したところ、旧JR常磐線軌道敷内において水路や擁壁等の構造物が残置されていることが判明し、想定よりも多くの撤去や処分が必要となったことから、構造物取壊し及び処分を増工したものであります。

以上で報告第1号の報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）報告第1号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第5．承認第2号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、承認第2号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

令和3年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づき、専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくり願います。

専決処分書でございます。令和3年度山元町の一般会計補正予算は、急を要するので、地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分しております。財源調整等、必要最小限の範囲での補正予算として、令和4年2月15日付で専決処分を行ったものでございます。

さらに、もう一枚おめくり願います。

令和3年度山元町一般会計補正予算・専決第3号でございます。今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ293万6,000円を増額し、総額を104億4,678万円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正と併せまして債務負担行為の補正も行っております。

それでは、歳出予算につきまして、主なものをご説明いたします。7ページをお開き願います。

第4款衛生費第1項保健衛生費第2目予防費といたしまして293万6,000円を増額しております。こちらにつきましては、5歳から11歳までの小児を対象に新型コロナワクチンを接種するために必要な経費を計上するものでございます。財源は、全額、国庫支出金でございます。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

次に、歳入予算につきましてご説明いたします。6ページをお開きください。

第15款国庫支出金でございますが、こちらにつきましては、先ほど歳出予算でご説明したとおりの内容でございます。

以上が歳入予算の主な内容でございます。

次に、債務負担行為の補正につきましてご説明いたします。議案書3ページをお開き願います。

山元町議会議員補欠選挙に要する経費について、追加の補正を計上しております。

以上が補正予算の内容となります。よろしく願います。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから承認第2号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度山元町一般会計補正予算・専決第3号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（岩佐哲也君）日程第6. 議案第2号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第2号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

お手元に配布しております配布資料 No. 2、条例議案の概要をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、人事院の国会及び内閣に対する国家公務員の給与の改定に関する勧告の趣旨を踏まえた本町職員の給与の改定を行うため、提案するものでございます。

1の改定の内容につきましては、期末勤勉手当の改定となり、引下げはいずれの職も期末手当で調整するものでございます。

初めに、一般職につきましては、表の備考欄に記載のように、年間支給月数を4.45月分から4.3月分と、年間で0.15月分の引下げとなります。具体的には、令和3年度は6月期、12月期ともに期末勤勉手当の計は2.225月で、年間支給月数は4.45月でありましたが、令和4年度以降は6月期、12月期の期末手当をそれぞれ0.075月引き下げ、支給月数は1.2月となり、期末勤勉手当の支給月数は2.15月と、年間支給月数は4.3月と改定となります。なお、米印に記載がありますように、昨年12月支給の期末手当で引き下げるべきであった相当額については、令和4年6月期の支給額、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額を減じて支給することとなります。

次に、再任用職員及び任期付職員については、備考欄の記載のように、年間支給月数を2.35月から2.225月分と、年間で0.10月分の引下げとなります。具体的内容につきましては、一般職員同様に6月期、12月期の期末手当でそれぞれ0.05月引き下げ、0.675月とし、年間支給月数を2.25月と改定するものであります。また、昨年12月支給の期末手当で引き下げるべきであった相当額については、一般職員同様、令和4年6月期支給額で調整することとなります。

2の施行期日につきましては、公布の日とするものです。

以上、議案第2号の説明となります。よろしくお願いたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第2号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第7. 議案第3号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第3号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

お手元に配布しております配布資料No. 3、条例議案の概要をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠し、本条例で定める特別職の期末手当の改定を行うため、提案するものでございます。

1の改定内容につきましては、期末手当の改定となります。

表の備考欄に記載のように、年間支給月数を3.35月分から3.2月分と、年間0.15月分の引下げとなるものです。令和3年度は6月期、12月期ともに1.675月で、年間支給月数は3.35月であります。令和4年度以降は6月期、12月期それぞれの支給月数を0.075月引き下げ、1.6月とし、年間支給月数は3.2月と改定となります。なお、昨年12月支給の期末手当で引き下げるべきであった相当額については、議案第2号の一般職員同様、令和4年6月期の支給額で調整することとなります。

2の施行期日につきましては、公布の日とするものです。

以上、議案第3号の説明となります。よろしく願いいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第3号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第8. 議案第4号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第4号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

お手元に配布しております配布資料No. 4、条例議案の概要をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠した町の特別職の期末手当支給月数と議会議員の期末手当支給月数の整合を図るべく、所要の改正を行うため、提案するものでございます。

1の改定内容につきましては、期末手当の改定となります。

表の備考欄に記載のように、年間支給月数を3.35月分から3.2月分へと、年間0.15月分の引下げとなるものです。令和3年度は6月期、12月期ともに1.675月で、年間支給月数は3.35月でありましたが、令和4年度以降は6月期、12月期それぞれの支給月数を0.075月引き下げ、1.6月とし、年間支給月数は3.2月と改定となります。なお、昨年12月支給の期末手当で引き下げるべきであった相当額については、議案第2号の一般職員同様、令和4年6月期の支給で調整することとなります。

2の施行期日につきましては、公布の日とするものです。

以上で議案第4号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第4号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第9. 議案第5号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第5号山元町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

お手元に配布しております配布資料No.5、条例議案の概要をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、人事院の国会及び内閣に対する国家公務員の給与の改定に関する勧告の趣旨を踏まえた本町第1号会計年度任用職員の報酬等の定め改定を行うため、提案するものでございます。

初めに、第1号会計年度任用職員について補足説明いたします。正規職員や任期付職員以外の職員で正規職員と同様の勤務体系で雇用している職員を第2号会計年度任用職員、パートなどの短時間で雇用している職員を第1号会計年度任用職員と位置づけております。

1の改正内容についてでございますが、初めに期末手当の改定となります。

表にありますように、改正前は条文の中で支給率を規定しておりましたが、改正後に

については、山元町職員の給与に関する条例第16条第2号に定める率として引用できるように改正をするものであります。また、今回の改正に合わせ、職別報酬額上限表の改定を行うもので、表のように改正前は職種の区分ごとの月額、日額及び時間額の単価をそれぞれ規定しておりましたが、今後の人事院勧告等による金額の改定が必要になった場合でも、本条例を改正することなく、改正後のように山元町職員の給与に関する条例の別表第1から引用できるように改正するものであります。

2の施行期日につきましては、公布の日となります。

以上で議案第5号の説明となります。よろしくお願いいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第5号山元町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第10. 議案第6号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第6号山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

お手元に配布しております配布資料No. 6、条例議案の概要をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が公布され、妊娠、出産、育児などと仕事の両立支援のために講じる措置のうち、非常勤職員の育児休業、部分休業の取得要件の緩和等の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものです。

1の改正内容についてですが、1つ目は、非常勤職員の育児休業、部分休業の取得要件の緩和となります。これまで非常勤職員が育児休業や部分休業を取得する際の要件とされていた引き続き在職した期間が1年以上が要件とされておりましたが、今回の改正でこの要件は撤廃となります。

2つ目は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する事項が追加されます。具体的には、任命権者は育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう、職員に対する育児休業に係る研修の実施や相談体制の整備などの措置が新たに追加されたものでございま

す。

2の施行期日につきましては、令和4年4月1日とするものです。
以上が議案第6号の説明となります。よろしくお願いたします。

議 長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議 長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議 長（岩佐哲也君）これから議案第6号山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

議 長（岩佐哲也君）続きまして、日程第11．議案第7号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第7号山元町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

お手元に配布しております配布資料No.7、条例議案の概要をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、デジタル化社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第2条の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものです。

1の改正内容でございますが、上記附則第2条の施行により、関係機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が令和4年4月1日に廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、引用元法律が変更されるため、法律名の改正を行うものです。

具体的には、表にありますように、条例第2条第1項中の独立行政法人等の引用規定、同じく第1号のイの個人識別符号の引用規定、同じく第6号中、要配慮者個人情報の引用規定を改正後のように個人情報保護法からの引用としてそれぞれ改めるものでございます。

2の施行期日につきましては、令和4年4月1日とするものです。

以上が議案第7号の説明となります。よろしくお願いたします。

議 長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第7号山元町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第12. 議案第8号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第8号職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

お手元に配布しております配布資料No. 8、条例議案の概要をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、国が推進する行政デジタル化の一環として取組が求められている行政手続等における押印見直しに伴い、所要の改正を行うため、提案するものです。

1の改定内容についてですが、国通知及び指針に基づく押印省略、廃止が可となる規定の押印等について、所要の改正を行うもので、該当する3本の条例を改正するものです。

1件目につきましては、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正です。第2条第1項中の宣誓書の提出方法について、国の例に倣い、記載のように「（または任命権者の定める上級の公務員の面前において）」を削除するとともに、宣誓書の署名を宣誓書の提出に改め、様式第1号中及び様式第2号中の宣誓書の氏名、印を氏名のみとし、押印を削除するものです。

2件目は、固定資産評価審査委員会条例の一部改正となります。第4条第4項の審査申出書への押印の廃止に伴い、同項を削除し、これに伴い、第5項、第6項を第4項、第5項に繰り上げ、その他、表にあるように、各種調書等における署名、押印を署名のみに改めるものでございます。

裏面をご覧ください。3件目は、山元町公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正となります。様式中、指定管理者指定申請書の代表者氏名、印を代表者氏名のみを押印を削除するものです。

2の施行期日につきましては、令和4年4月1日となるものです。

なお、条例以外の例規につきましても、現在、事務を進めており、役場全体としての押印省略、廃止等の取扱いについても、令和4年4月1日からスタートすることとしておりますので、補足いたします。

以上が議案第8号の説明となります。よろしく願いいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第8号職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第13. 議案第9号を議題とします。

本案について説明を求めます。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。議案第9号山元町放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

配布資料 No. 9、議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、山下第一小学校に放課後児童クラブを設置するとともに、学校2学期制への移行に伴い、秋季休業期間のみ利用する場合の利用料を設定するため、提案するものであります。

1の改正内容についてですが、（1）として、山下第一小学校へ放課後児童クラブの設置に伴い、名称及び位置を記載のとおり規定するものです。

次に、（2）として、小学校の2学期制への移行に伴い、2日間の秋季休業が新設されることから、秋季休業期間のみ児童クラブを利用する場合の利用料を設定するものです。具体には下の表をご覧ください。表中には、学校の休業期間を4つの区分にして記載しております。そのうち、夏季休業、いわゆる夏休みです。冬季休業、冬休み。学年末、学年初め休業、2つ併せて春休み。これらの期間の料金については既に規定しておりますが、そこに秋季休業期間の料金を追加して、利用料金を250円と規定するものです。料金の考え方でございますが、既に規定されている夏休み、冬休み、春休みの休業期間の1日当たりの利用料はおおむね125円程度となっております。このことから、今回設定される秋休みは2日間でありますので、125円掛ける2日間の250円としたものでございます。

最後に、2の施行期日ですが、令和4年4月1日となります。

以上で議案第9号の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第9号山元町放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第14．議案第11号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、議案第11号令和3年度山元町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ15億8,902万7,000円を増額し、総額を120億3,580万7,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正と併せまして繰越明許費の設定、債務負担行為の補正及び地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算について主なものをご説明いたします。

議案書16ページをお開き願います。

まず、各款において計上しております各種国県補助金等の返還金でございますが、こちらにつきましては精算に係る経費でございますので、説明を省略させていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止、縮小したもの、その他、各事業の実績を踏まえ、一般財源を確保する観点からも、可能な限り決算見込額まで減額しておりますが、これらの説明についても省略させていただきます。

なお、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、既に予算計上している事業のうち、当該交付金の趣旨に合致する事業について、一般財源から当該交付金に財源内訳を変更しているものがございますので、こちらにつきましては主なものをご説明いたします。

初めに、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第5目財産管理費につきましては、215万6,000円を増額しております。このうち財政調整基金予算積立て増につきましては寄附金の受領による積立て、震災復興基金予算積立て増につきましては、国に震災復興交付金の返還を予定していたものについて、国と協議した結果、返還時期を調整することにしたことから、基金に積立てするものでございます。

議案書17ページをお開き願います。

第3項戸籍住民基本台帳費第1目戸籍住民基本台帳費につきましては、647万4,

000円を増額しております。こちらにつきましては、マイナンバーカード所有者がマイナポータルからオンラインで電子届、転入予約を行い、転入市区町村が通知された電子証明書情報により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図るためのものがございます。財源は国庫支出金でございます。

第3款民生費第1項社会福祉費でございます。第1目社会福祉総務費の繰出金708万8,000円は、保険基盤安定負担金及び国保財政安定化支援事業額確定により増額するもの、第4目障害福祉費のうち扶助費、自立支援介護訓練等給付費増1,757万7,000円につきましては、決算見込みに伴い、増額するものがございます。

議案書18ページをお開き願います。

第2項児童福祉費でございますが、第1目児童福祉総務費のうち、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金として39万1,000円を増額しております。こちらにつきましては、保育士等職員の賃上げに係る補助金を計上するものがございます。なお、第5目学童保育施設費におきましても、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金として26万6,000円を増額しております。財源は国庫支出金でございます。

同じく第5目学童保育施設費のうち、放課後児童クラブ送迎車リース解約金として173万4,000円を増額しております。こちらにつきましては、来年度、山下第一小学校児童クラブを創設することに伴い、これまで山下第二小学校児童クラブを利用していた児童の送迎が不要となることから、車両借り上げの解約に係る解約金を計上するものがございます。

議案書19ページをお開き願います。

第4款衛生費第1項保健衛生費第9目上水道管理費でございますが、コロナ臨時交付金により家庭用水道基本料金減免事業について財源内訳の変更を行っております。

議案書20ページをお開き願います。

第6款農林水産業費第1項農業費第5目農地費でございますが、農業土木工事請負費として400万円を増額しております。こちらにつきましては、旧亘理用水路掛樋撤去工及び排水路整備工におきまして、地下湧水量が多いこと及び国との協議により増工が必要になるため、その経費を計上するものがございます。財源は地方債でございます。

議案書22ページをお開き願います。

第8款土木費第2項道路橋梁費でございます。第3目道路橋梁復興推進費につきまして、測量設計管理業務委託料として1,122万円を増額しております。こちらにつきましては、橋梁長寿命化修繕計画及び定期点検結果に基づき実施する長寿命化修繕工事について、国補助金の交付決定により事業費を増額するものがございます。財源は国庫支出金でございます。

議案書は23ページをお開き願います。

第4項住宅費第1目住宅管理費のうち、町営住宅基金予算積立てとして5億9,057万3,000円を増額しております。こちらにつきましては、災害公営住宅家賃低廉化・低減事業の交付決定等に伴い、積み立てるものがございます。財源は国庫支出金でございます。

第6項都市計画費第3目都市計画復興推進費について、11億6,550万2,000円を増額しております。こちらにつきましては、国土交通省の市街地復興効果促進事業が完了したことによる復興交付金の残余額を国庫に返還するもの、及び防災集団移転

促進事業移転元地売払いに伴う返還金、新市街地宅地分譲売払いに伴う返還金を計上するものでございます。財源は震災復興基金からの繰入金でございます。

第9款消防費第1項消防費でございます。第2目消防施設費につきまして、364万6,000円を増額しております。こちらにつきましては、防火水槽撤去工事費の実績見込みによる減と水利新設・移設工事費の決算見込みによる増額に伴うものでございます。

議案書24ページをお開き願います。

第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費について、小学生緊急支援金給付費を減額しておりますが、こちらにつきましては実績見込みによる減額と併せて、コロナ臨時交付金による財源内訳の変更を行っております。

第2項小学校費第2目教育振興費のうち、学校給食費補助金を22万円増額しております。こちらにつきましては、転入児童生徒の増加等により当初見込みを上回ったことによるものでございます。

議案書25ページをお開き願います。

第6項保健体育費第1目保健体育総務費について、30万円を増額しております。こちらにつきましては、指定寄附を受けたことに伴い、スポーツ少年団に対する助成金を計上するものでございます。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

次に、歳入予算につきまして、主なものをご説明いたします。

議案書9ページをお開き願います。

第11款地方交付税でございます。こちらにつきましては、普通交付税を1億2,699万3,000円計上しておりますが、臨時経済対策費等の増額による12月追加交付分でございます。また、震災復興特別交付税を8,725万1,000円計上しておりますが、災害公営住宅家賃低廉化・低減事業等に伴うものでございます。

次に、第13款分担金及び負担金でございます。こちらにつきましては、説明欄記載の各事業の実績精算等となっております。

次に、第15款国庫支出金でございます。こちらにつきましても説明欄記載の各事業の実績精算等となっておりますが、議案書10ページのほうをお開き願います。

第2項国庫負担金第1目総務費国庫負担金につきまして、3,764万円を計上しております。こちらにつきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受け入れるものでございます。

第2目民生費国庫補助金につきましては、保育士等処遇改善臨時特例交付金として65万7,000円を受け入れるものでございます。

議案書10ページから11ページにかけてでございますが、第4目土木費国庫補助金につきましては、災害公営住宅家賃低廉化事業補助金、家賃低減事業補助金を受け入れるとともに、橋梁の長寿命化修繕工事について道路メンテナンス事業補助金を受け入れるものでございます。

議案書11ページでございますが、第16款県支出金につきましては、次のページまで続いております。こちらにつきましては、説明欄記載の各事業に係る実績精算等となっております。

議案書12ページから13ページにかけてでございますが、第17款財産収入でござ

います。第2項財産売払収入第1目不動産売払収入につきまして、昨年2月の地震の影響により引渡しが遅れておりました町東地区の新市街地の土地売払収入として399万6,000円を、防災集団移転促進事業買取り時の売払収入として584万6,000円を増額しております。

議案書13ページをお開き願います。

第18款寄附金でございますが、説明欄に記載のとおり受け入れるものでございます。

次に、第19款繰入金でございます。第2項基金繰入金につきまして、財政調整基金でございますが、最終的な財源調整の結果、1億4,964万円取崩しを減額するものでございます。ふるさと振興基金につきましては、事業費確定に伴いまして取崩しを減額しているものでございます。震災復興基金につきましては、11億3,818万円を増額しております。こちらにつきましては、新市街地宅地分譲分売払収入など、復興交付金事業の精算による復興交付金の返還等に伴うものでございます。その他の基金につきましては、事業費確定に伴う増減でございます。

議案書14ページをお開き願います。

第21款諸収入第5項雑入でございます。第1目雑入につきましては、719万円を増額しております。こちらにつきましては、宮城県市町村振興協会の市町村振興宝くじによる交付金のほか、昨年2月の地震により被災した役場庁舎等の災害共済見舞金でございます。

第22款町債につきましては、地方債の補正でご説明いたしますので省略させていただきます。

以上が歳入予算の主な内容でございます。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

議案書4ページをお開き願います。

令和4年度に繰り越す事業を計上しております。全て合わせますと16事業、16億円余となっております。

それでは、5,000万円を超える主な事業についてご説明いたします。

最初に、第2款総務費第1項総務管理費のうち、定住促進対策事業についてですが、8,958万円余を繰り越す予定であります。こちらにつきましては、事前申請に基づき交付決定を行い、実績報告に応じた補助金交付を行う補助制度となっており、年度内で補助事業を完了しない場合については翌年度での交付とする必要があるため、繰り越すものでございます。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業についてですが、9,299万円余を繰り越す予定であります。こちらにつきましては、新型コロナウイルスワクチンの追加接種及び小児を対象とした接種を令和4年度も実施する見込みであることから繰り越すものでございます。

次に、第8款土木費第2項道路橋梁費のうち、道路交通安全施設等整備事業についてですが、2億3,493万円余を繰り越す予定であります。こちらにつきましては、追加予算の承認を受けて補正により予算を計上したことから工期を確保できないため、繰り越すものでございます。

次に、第6項都市計画費、東日本大震災復興交付金等返還事業についてですが、11億512万円余を繰り越す予定であります。こちらにつきましては、関係機関との協議、

許認可等に不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。

次に、債務負担行為の補正につきましてご説明いたします。

議案書5ページをご覧ください。

今回、債務負担行為といたしまして2事業を計上しておりますが、来年度当初から事業を実施するに当たり、契約行為を行う必要があることから債務負担行為を追加するものであります。

1つ目の健康管理世帯調査票システム改修事業については、各種健診の調査票のレイアウト変更等を行うものであります。健診の時期等を鑑み、新年度当初から事業を実施できるよう債務負担行為を設定するもの、2つ目の小中学校ICT支援員配置事業については、各小中学校に整備したICT機器を有効活用するため、各学校にICT支援員を配置するものでございますが、継続した支援を実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

最後に、議案書6ページをお開き願います。

地方債の補正でございます。

変更の内容といたしましては、過疎対策事業、緊急支援災害防止対策事業及び各災害復旧事業について、記載のとおり限度額を減額しております。

以上が今回の第7号補正予算案の内容でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）ここで換気のため、暫時休憩いたします。再開は2時15分、14時15分とします。

午後2時04分 休 憩

午後2時15分 再 開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）議案第11号について、これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。8番、遠藤龍之君。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。4ページ、繰越明許費、全体として聞きたいんですが、繰越明許せざるを得なくてなってるというふうになるわけなんです。何か見てみますと、老人憩の家解体撤去とか、道路交通、こいつはいいんだな、深山山麓少年の拡張改修事業とかってというのがね、何でこの年度内にできなかったのかという点についてお伺いします。簡単にこの繰越明許にしてんのではないかという素朴な疑問からの確認です。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。両事業とも年度内での事業が完了しなかったということによりまして、翌年度に引き続き実施する必要があるということで今回繰越しのほう行っているものでございます。また、少年の森のほうの関係につきましては、ワークショップの開催等につきまして、コロナの影響等もありまして、その関係で基本設計等に成果をまとめるに当たりましての時間かかったこと等によりまして、今回繰越しのほうを行ったという内容でございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今の、理由になんない。年度内に成立しなかったから何だからっていう、だから聞いてるんでしょう。何かね、ばかにさってるようなね、回答ですよ。今の回答は。その中身について確認してるんですから。ちょっと疑問にね、本当に年度内に成立できなかったんで、その背景について説明してください。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。すいません、旧老人憩の家の解体撤去事業につきましては、あの地域、埋蔵文化財の包蔵地になってるために、その確認が必要ということで、確認の後に抜根作業等々が行われているということで、若干の遅れが出ております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういったものを発注する際には、確認しないままの発注だったんですか、じゃあ。当初予算でね、措置して、年度内にやるっていうのが基本ということから考えたときにね、非常に安易なね、じゃあ発注の仕方でないのかっていうふうに受け止められるわけなんですけど、その辺どうなんですか。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。確認は行っていたところなんですけれども、確認をする際にですね、県の申達等々ございますので、そちらのほうですね、若干見込みが甘かったということになります。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。あと先ほどの深山山麓少年の森の説明もね、新型コロナとね、この遅れってどういうふうに結びつくのか、分かりやすく、じゃあ説明してください。新型コロナという表現を出す以上は。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。すいません、先ほど新型コロナとちょっと申し上げたんですが、ちょっと大変、私の認識が誤っておりまして、最初からちょっとご説明させていただきますと、本来ですと、今回、令和3年度中に実施設計を行う予定でございましたけれども、その前に行います基本設計業務におきましてワークショップの開催、あるいは各団体のほうから意見を聞いていく中で予想以上にご意見等をいただいたというような経緯がございます。そのためにワークショップも2回から4回増やしまして、また、予定日につきましても、今回地震ですとか、あるいは台風などといった外的要因もありまして、日程を延期したことなども重なりまして、基本設計の成果の取りまとめ等に一定の時間がかかったというような要因がございます。こういった理由から、今回3月補正のほうで令和4年度への繰越明許費ということで計上しているものでございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。何かね、この少年の森の拡張・改修っていうのも、この数年間ずっと継続事業でですね、計画的に行われている事業だというふうに受け止めているわけなんですけど、その辺の、もしそうだとするならば計画の立て方に問題がある、あるいは計画を立てた以上はやり切るというね、姿勢が何か伝わってこないということを、担当課でねえからなかなか大変なんだべ。ということをお伝えしておきます。

それから、財政の関係なんですけど、財政でないな、住宅関係にまつわるつつうか、関係する話になろうかと思いますが、一つ一つ確認したいんですが、1つは9ページの交付税、地方交付税の中の震災復興特別交付税の増の説明の際に、災害公営住宅の低廉化・低減事業の増ということで8,700万、そういう説明だったんですけども、この住宅関連の低廉・低減化関係の総額って幾らになるんですか。その下に、一番下に4億2,900万と1,954万、これもありますよね。そうすると、総額は幾らになるんですか。

議長（岩佐哲也君）じゃあ、暫時休憩します。再開、14時35分。

午後2時23分 休憩

午後2時35分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）休憩前、8番遠藤龍之君から補正予算書9ページ、地方交付税、震災復興特別交付税、それからその下の国庫負担金、土木国債補助金の住宅関連補助金、住宅関連4億2,900万並びに震災復興交付補助金1,900万、これらも含めて、総額、住宅関係に関する補助その他の全体がどうなってるのか、その内訳、その他、そして今回のこの補正に入ったのはどういう関連なのかということの質問だったかと思いますが、それに対する回答から再開します。

企画財政課長齋藤 淳君、説明願います。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。大変失礼いたしました。

まず、震災復興特別交付税分といたしましては、8,765万1,000円ございます。（「あなただけ分かる数字でなくてこの予算書に沿って説明してもらわねえと、その資料をね、また別な資料を求めるようになる。8,765万だか8,725万なのか」の声あり）

失礼いたしました。こちらの40万円分につきましては、人件費に充ててる部分ございますので、こちらのほう、マイナスになっております。したがって、その40万円分足した8,765万1,000円分が今回の震災復興特別交付税として家賃低廉化事業あるいは低減事業で国から入ってきてる分でございます。

そのほか、議案書のほうの10ページでございますが、第15款第2項第4目の土木費国庫補助金の2節の下2つでございますが、災害公営住宅家賃低廉化事業補助金4億2,962万6,000円と、その下の家賃低減事業補助金1,954万5,000円、こちらを足しました5億3,682万2,000円、こちらが今回の住宅関連の歳入ということでございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。家賃低廉化・低減関係の補助金としては5億3,682万入ってるということですね。としますと、その分については、この計画よりも多く入ってきていると。5億300万というのが皆さんの立てた数値なんですけど、補助金としてね。この数字との関係をちょっと、もらい過ぎとかね、多く頂いてるわけだから文句も何もないんだけど、その辺の計画上は3,000万っていうと結構大きな差ですね。それが住宅関連の事業として使える原資になるということになると、3,000万の増というのは町としては本当にありがたい話ということになるんですけど、その辺の計画とこの実績の関係、今後こういうことがずっと続くのかどうかということも含めてね、正確な計画の下に打ち立てられた数字なのかどうかということの確認もしたいということから、まずはこの件についてどういう受け止めをしているのか、お伺いします。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。まず、長寿命化計画に基づく町営住宅のシミュレーションではですね、計算の考え方としまして、入居率を一律で90パーセントとしております。それで予定の金額を算出しております。増額したということではですね、その分、入居率が高かったということになると考えております。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その関係は何となく分かったような、そういうふうに説明されれば100パーセント、90パーセント設定したのが100パーセント近いということであればその分増額になるのは当たり前だというふうな理解を受け止めました。

それから、今回についてはですね、この使途について、頂いた金の使途については、

5億9,000万ほど基金に繰り入れているわけですが、その他の6,000万ほどのね、はどこから持ってきた金なのか、お伺いします。

議長（岩佐哲也君）企画財政課長齋藤 淳君。

質問の趣旨はわかりますか。分かるのね。内容はわかりますよね。

8番遠藤龍之君。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。簡単なというよりも、あと2つ絡めたいんですけども、せっかく調べてるんだっつらば、少し時間かけて、ちゃんと関係者を集めて、それで正確な数値を示していただきたいと思います。歳入歳出の関連で、さらに町営住宅の代理代行2,100万を減額してるとかね、それから基金取崩しを増額してるとかね、ぎりぎり組み立ててるんですよ、出たり入ったりしてね。そういう金の動きの結果、5億9,000万はちゃんと基金、このことは非常にいいことだと思うんだけど、その辺の流れをね、私たちに分かるように、この予算書で分かるような形で説明をしていただかないと、ちょっとこの予算書ね、こんなことで認められっかどうかというところにもつながる話だから、やっぱりそこも分かるように、できれば少し時間かけてもいいから、とにかく分かるように、関係者集まって会議室に行って、そしてみんなのそれぞれの資料を持ち合わせて、そしてこの予算書に示した流れの中で中身で私たちに示して。その際に、もし説明困難な場合には文書も、もしね、と思うんだらそれも付け加えて、我々に改めて提起していただきたいと思いますが、議長、どうでしょうか。

議長（岩佐哲也君）そうですね。時間かかりますか。

暫時休憩してやりますので、何分取りますか。暫時休憩。今、時間をあれします。二、三十分かかりますか。（「3時10分で」の声あり）3時10分再開いたします。暫時休憩。

午後2時47分 休憩

午後3時10分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）8番遠藤龍之君の質疑に対する回答から願います。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。大変失礼いたしました。

議案書23ページの町営住宅基金予算積立ての5億9,057万3,000円の内訳でございますが、先ほど申しあげました震災復興特交分と国からの補助金分の5億3,682万2,000円と、さらに住宅使用料の精算として4,869万1,000円、また、令和2年度の復興交付金の精算分ということで506万円ございます。こちらを足し上げますと、5億9,057万3,000円となります。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。それと、先ほど2点ばかり付け足したんですが、そのことについての回答、改めて確認します。22ページの町営住宅費の一番下ですね、町営住宅管理代理業務委託料の減として2,100万円と、あと13ページの基金繰入金のところの一番下、町営住宅基金取崩し、これは増なんですね。そして1,161万6,000円を増加してるんですが、取りあえず、まずはこの取り崩した、何に使ったのか、確認します。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。まず、町営住宅基金の取崩し増の分につきましては、災

害公営住宅の管理経費分の増ということで計上しております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。管理経費、これは町が管理してる部分のところに使ったっていうことですか。私の頭では、さっき言った代行管理、公社に委託してるわけだから、そういったものね、そっちのほうに払うために取り崩したのか。ところが、そっちの管理委託料のほうは2,100万減額してる。その辺の絡みも分かるように、この予算上ね、分かるように説明をしていただければと思います。

議長（岩佐哲也君）今のあれ、分かりますか。22ページの一番下。2,100万っていうやつ。いいですか。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。まず、町営住宅の管理代行委託料の減につきましては、令和3年2月の福島県沖地震の災害復旧を予定して査定を受けたんですけれども、それで復旧費のほうで査定がですね、すごく減額になってしまって、災害復旧費としてはすごく少なくなってしまったので大幅に減となると。その代わり、その不足分をですね、基金で取り崩して、基金の維持管理費として、通常の維持管理費として修繕費を取ってきたという形になります。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この予算書に表れてる中では、2,100万、その辺の相殺ではなくて、やっぱり国の関係の金だから、一旦落として、そして改めて必要な部分については基金から資金にすると、財源にするということでもいいんですね。

併せて言いますと、結局、その2,100万っていうのは国から認められなかったってようなことで、本来ならばこのくらいかかっからその経費としてやったのにもかかわらず、国から認められなかったということ、そういう理解でいいんですね。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。議員おっしゃるとおりです。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。金の流れについてはですね、確認できました。5億9,000万、さらに基金に繰り入れられたということで、非常に貴重な財源ですので、その使い道についてはぜひ有効な使い方を望んでおくということです。

次に、また金に絡む話、確認なんですが、保育所関係のやつだな。小規模保育、18ページ、民生費児童福祉費の1目の小規模保育施設整備費補助金の減822万2,000円、これの内訳といいますか、この822万のね、補助金の減だから、補助金ですから、この原資の関係ですね。原資っていうか、歳入で同じく減ってるのはこんなに減ってないんです、400万とかね。その辺の絡み、関係についてお伺いいたします。

議長（岩佐哲也君）歳入と歳出の差。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。お答えします。予算書18ページの小規模保育施設整備事業補助金の減、三角の822万2,000円ですけども、この科目は当初予算で1,300万ほどの国の補助金については予算化しておりました。予算書上は1,300万と町の単独補助が250万たしか入ってたんで1,750万ぐらいになってまして、国の補助金自体は1,333万3,000円という内訳でございました。その当初予算の算定は、当初、小規模保育の事業費が2,000万かかるということで想定して、2,000万の国の補助、3分の2が補助率でしたので、3分の2を乗じた1,333万3,000円を予算措置しておりましたが、この分について、小規模保育、既存の町営住宅を活用して整備しましたので、思いのほか整備費用については建物もありましたのでかかりませんでしたので、その実績に応じて事業者に対する補助金を減額することとなりましたので、この822万2,000円を減額しております、歳入をですね、

補助金の補助率に応じた歳入を減額してるといような内容でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そうですね、この18ページの中だけで確認します、じゃあ。国県支出金の減額は121万9,000円だよ。820万のうちの、その辺の絡み。3分の2だったら3分の2、ここで減るんでねえかと思うんだけど。という理解での疑問なんですけど、その辺はいかがでしょうか。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。すいません、ちょっと私、重複して説明してるようですので、こちら、歳出の予算は実際整備費に小規模保育の整備費用にかかった経費が思いのほか費用がかかりませんでしたので、それに依りて減額した分となりますし、あと、歳入のほうですね、歳入のほうについては10ページの15款2項2目の14節保育所等整備交付金、三角の653万です。これは国のほうに交付申請した分、ここがすいません、当初予算で1,333万3,000円で予算化した分でございます。この分について交付申請した差額として658万を減額したといような中身になっております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、この18ページの121万9,000円の内訳は何なのっていうこと。確かに1,300万のやつがそんなに使わねかったつうことで、率から言えば国に返すのは653万って明確に示されてるんだけど、この18ページの項目であるなら、私の理解としてはですよ、私の理解としてはここに653万入ってくるんではないかなという素朴な疑問です。疑問に答えてください。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。18ページですね、事業者に交付する補助金、先ほどすいません、この当初予算額1,333万3,000円と申し上げましたが、当初予算はここはすいません、1,500万で計上してございまして、整備費用にかかった経費に対する補助率を掛けた事業者に対する補助金については677万8,000円で交付申請を事業者から頂いたので、不要になった額として差し引いた822万2,000円を減額といような中身になっております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと今の説明でも理解できませんので、これは後日、大きな内容のようですから。何だか財政課長、答弁したいっていう。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。こちらの差額の分でございますが、今回、コロナの臨時交付金のほうの財源のほうの振替を行ってございまして、新生児特別定額給付金事業につきまして410万円分について一般財源のほうから今回国庫補助金のほうに振替してるという関係でございます。こちらの関係で、金額的に今回マイナス121万9,000円といような金額になってるといような内容でございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺の金の移動については何となく理解できたかなというふうに思います。

改めて別な項目……

議長（岩佐哲也君）遠藤議員、3本になったんでちょっと。

ほかの質疑ありませんか。なければ、8番遠藤龍之君。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その上の17ページの歳出の部分、社会福祉費の、この間の予算審査特別委員会等々でもね、取り上げられている課題といいますか、問題なんですけども、一番下、障害福祉費の福祉タクシー利用助成、あるいはその上の自動車燃料、ここで大幅に減額となって、そしてこの減額された数字が次年度、今年度、新年度の予算に大きく影響してたのか、こういう背景があつてということで、当初予算も大きく前年

度の当初予算の措置も大幅に減額されたのかなというふうな受け止めなんです、まずはそういう理解でいいのかどうかということと、やはりこのくらい大幅に減額になると、この施策の考え方ね、この辺の考え方がどうなのかということと、これに対してこういう現実に対して新年度予算、生かしたのであれば、どういった検討してね、それで新年度予算に措置したのか。それはかなり減額された中身での当初からの予算措置なんだけども、しかしながら、重要な施策であることには間違いはないというふうな理解とすれば、今後これはどういうふうな展開をね、考えてるのか。これに代わるものを考えてるのかどうかね。その辺の取組について確認します。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。4目障害福祉費の19節扶助費の中の自動車燃料と福祉タクシーの部分につきましては、申請での給付というか助成ということになりますので、その申請がですね、約80パーセントにとどまったってということでの残りの部分ですね、そちらの部分の減額となります。これらを次の年度にどう生かしたかということになりますが、一般質問の中でも答弁した内容にありますけれども、町内の交通施策の中で全体的に制度の内容を見直していくという形で取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。非常にこれは喫緊の課題だと思うんですが、そういう立場で臨まれるということで理解してよろしいですか。喫緊というか、本当にこれまではこれ、歴史振り返らなくてもいいんだけど、400万500万の世界からあつという記憶あるんだけど、それがもうこんなにもう100万以下になってしまっているのにはね、制度上問題があんのか、額がね、低い。10年20年くらい前からの制度だと思うんだけど、大幅にね、世の中も変わっていくときに、その制度の内容、見直しがなかなかなくて、こういう結果になってるのかどうかね。というのは、とすれば、需要はいっぱいあるにもかかわらず、制度上に問題があるということで利用者が少なくなったということというのであれば、やっぱりその辺も深めて、そしてもう、今すぐの対応策にしないといけないと思うわけですが、この辺については、町長、いかがなものでしょうか。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。制度の内容については、議員おっしゃるとおりですね、かなり長年にわたった制度ということになりまして、その中で何回か見直しも行ってるんですけれども、実際、申請書のほうにつきましては、申請に対して申請勧奨を行ったりということもしてまして、それがこの結果ということになれば、実際、使い勝手がどうなのかというところも見ていかなければならないと思いますので、そちらを見ながら、あと近隣市町の動向も確認しながら、令和4年度の検討の一つに挙げたいと考えております。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私からも少し補足させていただきますが、議員おっしゃるようになりますね、いい制度でも長年継続してまいりますと、社会の変化、実態に即さない部分が出てくる向きもございますのでですね、やはり一定の期間を過ぎたものについては一定の必要な見直しをしながらですね、よりよい利用につながるようになりますね、取り組んでいく必要があるというふうに思っておりますので、担当課長お答えした方向でですね、しっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第11号令和3年度山元町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第15、議案第12号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議案第12号令和3年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ93万円を追加し、総額を18億7,993万6,000円とするものでございます。

歳入予算からご説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金第1目災害臨時特例補助金については、国庫補助金の確定により、原発避難者14世帯30人の国保税及び窓口負担の補助56万5,000円を増額しております。

第2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、マイナンバーと国民健康保険証の連携のための普及啓発チラシ作成の国庫補助1万9,000円増額しております。

第5款財産収入第1項財産運用収入第1目利子及び配当金については、財政調整基金利子積立基金として1,000円を増額しております。

第6款繰入金第1項繰入金第1目基金繰入金については、国庫支出金、一般会計繰入金金の確定による基金取崩しの額674万3,000円を減額しております。

第2目一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金については、国庫支出金の確定により、低所得者に対する保険税軽減分と所得の少ない者の数に応じて算定される保険者支援制度分として272万9,000円の増額、その他一般会計繰入金については、財政安定化支援分の確定に伴って一般会計から繰入れする額435万9,000円を増額し、合計708万8,000円を増額しております。

次に、歳出予算の補正額についてご説明いたします。

下段6ページをご覧ください。

第1款総務費第4項趣旨普及費第1目趣旨普及費から、7ページ、第3款国民健康保険事業納付金第3項介護納付金分第1目介護納付までは、国庫支出金の確定により財源内訳の変更を伴うための補正でございます。

第6款基金積立金第1項基金積立金第1目財政調整基金積立金については、財政調整基金利子積立てを1,000円増額しております。

8款諸支出金第1項償還金利子及び還付加算金第3目償還金については、令和2年度特定健康審査等国県負担金の確定に伴う返還金96万9,000円を増額しております。

以上、議案第12号補正予算案の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第12号令和3年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第16. 議案第13号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議案第13号令和3年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ144万1,000円を追加し、総額を15億5,337万4,000円とするものでございます。

歳入予算からご説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

第3款国庫支出金第2項国庫補助金第4目介護給付費補助金については、介護報酬改定に伴うシステム改修費の国庫補助確定に伴い、143万9,000円を増額しております。

第6款財産収入第1項財産運用収入第1目利子及び配当金については、介護保険事業基金の利子積立金を増額しております。

次に、歳出予算の補正額についてご説明いたします。

下段6ページをご覧ください。

第1款総務費第3項介護認定費第1目介護認定調査費については、歳入でご説明した国庫補助確定に伴う財源の内訳の変更を行うための補正でございます。

第4款基金積立金第1項基金積立金第1目介護保険事業基金積立金については、国庫補助分の確定により一般財源を減額した分143万9,000円と歳入でご説明した利

子積立金を合わせ、基金への積立てを行うため144万1,000円を増額しております。

以上、議案第13号補正予算案の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。歳入の関係でお伺いします。というのは、5ページ、6ページの基金積立ての中で、介護保険事業基金積立てで149万積み立てているんですね。一方で、歳入のほうで当初予算で取崩し600万くらい取り崩して事業動いたんですが、その辺は途中でそれが減になってゼロになっているかと思うんですが、その辺の関係で、何を言いたいかという、今年度、今年度っていうか、この年度の事業会計は取り崩すことなく、人から借りることなく、貯金を崩すことなく、年間通すことができたというような理解でよろしいのかどうか、確認します。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議員おっしゃるとおりですね、今年度の取崩し額につきましては、年度途中からですね、ゼロということになりまして、今回の国庫補助の確定に伴って歳出のほうから積立てを行うというような形になります。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ということは、これは分かればの話でいいんですが、結果ね、この年度の剰余金というのはね、大体どのくらい、健康な財政で評価するところですし、その結果、どのくらいの剰余が生まれて、次に生かせるかという、大体でいいです。だけで終わりますから、確認しただけで。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。まだ決算は終えてないので、今の予想ではですね、基金、大体2億8,000万ぐらいになると思われまます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第13号令和3年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第17. 議案第14号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（齋藤 剛君）はい、議長。議案第14号令和3年度山元町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

初めに、1、2ページをお開きください。

収益的支出の支出について申し上げます。

1款水道事業費1項営業費用において、308万円を増額措置しております。昨年2月13日に発生した福島県沖地震により、町内の水道管が損傷し、漏水を原因とする受水費が増加したことから308万円増額措置しておるものです。

次に、資本的収入の収入について申し上げます。

1款資本的収入2項工事負担金において、624万4,000円を増額措置しております。令和3年度の消火栓設置工事が完成したことにより、繰り出し基準に基づく一般会計からの工事負担金624万4,000円を増額措置しております。

それでは、最初のページにお戻りください。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款水道事業費用308万円増額し、総額3億7,842万6,000円とするものです。

第3条、予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,651万9,000円を1億1,027万5,000円に、当年度分損益勘定留保資金1億519万5,000円を9,895万1,000円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款資本的収入を624万4,000円増額し、総額1億1,564万8,000円とするものです。

第4条、予算第9条中、他会計から繰入れする金額を記載のとおり改めるものです。

以上で議案第14号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第14号令和3年度山元町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第18. 議案第22号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。議案第22号令和3年度 交通安全補助請2号 大平牛橋線

橋田橋上部工工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

資料 No. 11、議案の概要をご覧ください。

提案理由であります。大平牛橋線橋田橋上部工工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を要するので提案するものであります。

内容は下記のとおりとなります。

1、契約の目的、記載のとおり。

2、契約の方法、条件付一般競争入札。

3、契約金額、6,385万5,000円。落札率、88.56パーセント。

4、契約の相手方、東日本コンクリート株式会社。

5、工事の場所、大平地内。場所については、別紙のほうをご覧ください。1枚めくっていただいて、右上に位置図を記載しております。位置図のとおり、大平牛橋線と落とし堀承水路との交差部になります。現在、下部工の工事を行っている場所になります。

議案の概要にお戻りください。

6、工事の概要、施工延長L=17.8メートル、橋梁上部製作架設N=14本、橋面防水工A=159平方メートル、調整コンクリートV=8立方メートル、橋梁附属物工一式であります。

7、工期、議決を受けた日の翌日から令和4年3月31日までとなりますが、国の繰越し承認後、令和4年11月30日まで延期する予定となっております。

以上で議案第22号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第22号令和3年度 交通安全補助請2号 大平牛橋線橋田橋上部工工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第19. 同意第1号を議題とします。

本件について説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願ひます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、同意第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、現委員の齋藤房江氏は、今月末をもって任期満了となりま

すので、その後任者として山寺区在住の横山眞理子氏が適任と考え、任命するに当たり議会の同意を求めるものであります。

次ページに横山氏の略歴書をおつけしておりますが、山元町民生委員児童委員をはじめ、青少年や児童生徒の健全育成や教育に関わる各種委員等を歴任されております。

ご理解の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例90番により討論を省略します。

議長（岩佐哲也君）これから同意第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

同意第1号は同意することに決定されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第20、諮問第1号を議題とします。

本件について説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、現委員の菅野久美子氏が令和4年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を法務大臣へ推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

次ページに菅野氏の略歴書をおつけしておりますが、経歴、人格からして適任と考えますので、ご理解の上、よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例90番により討論を省略します。

議長（岩佐哲也君）これから、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに適任と答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

諮問第1号は適任と答申することに決定されました。

議長（岩佐哲也君）日程第21．諮問第2号を議題とします。

本件について説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、これまでご尽力いただきました現委員の鈴木美智子氏は令和4年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任者として鷺足区在住の千石裕子氏を法務大臣へ推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

次ページに千石氏の略歴書をおつけしておりますが、経歴、人格からして適任と考えますので、ご理解の上、よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例90番により討論を省略します。

議長（岩佐哲也君）これから、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに適任と答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

諮問第2号は適任と答申することに決定されました。

議長（岩佐哲也君）日程第22．議案第15号から日程第28．議案第21号までの7件を一括議題とします。

議案第15号から議案第21号までにつきましては、3月7日に予算審査特別委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長伊藤貞悦君、登壇願います。

予算審査特別委員会委員長（伊藤貞悦君）審査結果を報告いたします。

予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、令和4年3月7日付で付託された議案7件、議案第15号令和4年度山元町一般会計予算、議案第16号令和4年度山元町国民健康保険事業特別会計予算、議案第17号令和4年度山元町後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号令和4年度山元町介護保険事業特別会計予算、議案第19号令和4年度互理地域介護認定審査会特別

会計予算、議案第20号令和4年度山元町水道事業会計予算、議案第21号令和4年度山元町下水道事業会計予算を審査した結果、これら全ての議案を原案のとおり可決すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

山元議委発第9号

令和4年3月15日

山元町議会議長 岩佐哲也殿

予算審査特別委員会委員長 伊藤貞悦

以上です。

議長（岩佐哲也君）これから委員長に対する質疑を行うところですが、予算審査特別委員会は議長を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例84番により省略いたします。

議長（岩佐哲也君）これから議案第15号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第15号令和4年度山元町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）これから議案第16号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第16号令和4年度山元町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）これから議案第17号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第17号令和4年度山元町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）これから議案第18号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第18号令和4年度山元町介護保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）これから議案第19号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第19号令和4年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）これから議案第20号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第20号令和4年度山元町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）これから議案第21号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第21号令和4年度山元町下水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第29. 委発第1号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。総務民生常任委員会委員長竹内和彦君、登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（竹内和彦君）はい、議長。それでは、委発第1号ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議につきまして説明を申し上げます。

提案理由です。本年2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始し、多くの人命が奪われ続けている。ロシアによる一方的な現状変更への強行は、他国の主権、領土を侵す行為であり、かつ、国際社会の平和と安全を著しく損なう、断じて容認することができない暴挙であります。これは国際法や国連憲章に違反し、ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かすものであり、断じて看過できるものではなく、厳しく非難するものであります。

山元町議会は、ロシアによる一連のウクライナへの軍事侵攻に強く抗議するとともに、ロシア軍の即時撤退と国際法の遵守を強く求める。

なお、詳細につきましては、別紙決議案をご参照いただきたいと思います。

山元町議会議長 岩佐哲也殿

令和4年3月18日

提出者 総務民生常任委員会委員長 竹内和彦

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから委発第1号ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議を採決します。

お諮りします。

総務民生常任委員会委員長から提出されたとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

委発第1号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第30．閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布のとおり、継続調査の申出が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）日程第31．委員会審査期限延期の件を議題とします。

議案第56号の審査については産建常任委員会に審査を付託し、今定例会までに、請願第1号の審査については総務民生常任委員会に審査を付託し、今会期中に、それぞれ審査を完了するよう期限をつけましたが、両常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第45条第2項の規定により、お手元に配布のとおり、審査期限延期要求書が提出されております。

お諮りします。

両常任委員会委員長からの要求のとおり、次回定例会令和4年第2回山元町議会定例会まで審査期限を延期することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

両常任委員会委員長からの要求のとおり、議案第56号山元町健康スポーツ推進条例の審査及び請願第1号太陽光発電設備設置届出の手續条例制定に関する請願書については、その審査期限を次回定例会令和4年第2回山元町議会定例会まで延期することに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回山元町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後4時07分 閉 会
